

阿賀野川水系流域委員会 設立趣意書

平成9年の河川法改正により、河川整備の長期的な目標を示す「河川整備基本方針」と、河川整備基本方針に即し具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定されました。特に、河川整備計画の策定に際しては、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入されました。

阿賀野川水系においては、平成19年11月に「阿賀野川水系河川整備基本方針」を策定し、これを受け、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「阿賀野川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、「河川整備計画」という。）を平成28年5月に策定しました。

この河川整備計画に基づき、今日まで治水・利水・環境に関する施策を実施してきているところです。

今般、河川整備計画の計画対象区間における策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を踏まえた点検結果について学識経験を有する者から意見を聴くことを目的として、「阿賀野川水系流域委員会」を設立するものです。

阿賀野川水系流域委員会 規約

第1条（名称）

本会は、「阿賀野川水系流域委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第2条（目的）

委員会は、河川に関して学識経験を有する者が「阿賀野川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べることを目的とする。

- 2 委員会は、河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条（組織等）

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。

- 2 委員会は、「阿賀野川水系流域委員会上流部会」「阿賀野川水系流域委員会下流部会」を設置する。
- 3 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
- 4 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（委員長等）

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長（以下「部長」という）が行うものとする。

- 2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、部長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第6条（情報公開）

委員会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第7条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局河川部に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和5年10月26日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会 委員名簿

氏 名	所属・役職	備考
あさおか 朝岡 よしひろ 良浩	日本大学工学部 教授	
いいだ 飯田 みどり 碧	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 海洋領域 准教授	
いしだ 石田 あきお 明夫	NPO法人 会津阿賀川流域ネットワーク 理事長	
おざわ 小沢 けんいち 謙一	新潟商工会議所 理事・事業部長	
かみたに 紙谷 ともひこ 智彦	新潟大学名誉教授	
きや 木谷 こうへい 耕平	会津大学短期大学部産業情報学科 准教授	
さいとう 斎藤 まさひろ 昌廣	会津イトヨ研究会 会長	
さかした 坂下 さとし 諭	福島県植物研究会	
しばざき 柴崎 やすひで 恭秀	会津大学短期大学部産業情報学科 教授	
ちば 千葉 あきら 晃	日本歯科大学名誉教授、新潟県野鳥愛護会 代表	
ながばやし 長林 ひさお 久夫	日本大学工学部 名誉教授	
なかむら 中村 しげる 茂	株式会社新潟日報社 編集局総務兼報道本部長兼論説編集委員	
ねぎし 根岸 むつひと 睦人	新潟大学 経済科学部 総合経済学科 准教授	
はやし 林 せいじ 誠二	国立環境研究所福島地域協働研究拠点 研究グループ長	
ほそやまだ 細山田 とくぞう 得三	長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 教授	
まつざき 松崎 さきち 佐吉	会津南部土地改良区連合 理事長	
まつだ 松田 しょうえつ 昭悦	阿賀用水右岸土地改良区連合 理事長	
まつだ 松田 ようこ 曜子	長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 准教授	
みさわ 三沢 しんいち 眞一	新潟大学名誉教授	
みつた 満田 しんや 信也	(財) 日本野鳥の会 会津支部 幹事	
やまだ 山田 ただし 正	中央大学 研究開発機構 機構教授	

(50音順、敬称略)

阿賀野川水系流域委員会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会規約第6条に基づき、阿賀野川水系流域委員会（以下、「委員会」という。）の公開方法を定めるものである。

第2条（委員会開催の通知）

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、北陸地方整備局ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

委員会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

第5条（資料の公開）

委員会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

- 事務局は、委員会終了後速やかに議事概要を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年10月26日より施行する。

阿賀野川水系流域委員会 傍聴規定

第1条（目的）

本規定は、阿賀野川水系流域委員会公開規定第3条に基づき、阿賀野川水系流域委員会（以下、「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

第3条（入室）

委員会の開始までに傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下、「傍聴人」という。）が会場へ入室することができる。なお、傍聴人以外の入室は認めない。また、委員会の開始後はみだりに入退室を繰り返してはならない。

第4条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ② 委員会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまきの類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、通話の際は退室しなければならない。
- ⑨ 前号までの行為のほか、部会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和5年10月26日より施行する。